

事業費補助金調査票(表)

補助金名	雨水貯留施設設置費補助金
------	--------------

担当課	環境部 環境計画課						
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業		
	01	04	01	06	76	—	01
事業名	雨水貯留施設設置費補助事業						
新規・継続の別	継続						
補助・単独の別	市単						
補助の種類	事業						

R5実施計画額	850	千円
R4 予算額	445	千円
R3 決算額	330	千円
R2 決算額	620	千円
R1 決算額	473	千円
H30 決算額	706	千円
H29 決算額	—	千円

事業の趣旨・目的	雨水貯留施設を設置した者に対し、予算の範囲内において雨水貯留施設設置費補助金を交付することにより、雨水貯留施設の普及を促進、水資源の有効な利用、雨水の流出の抑制及び水質汚濁の防止を図り、健全な水循環の保全に資することを目的とする。	補助対象者	【補助対象者】 次のいずれにも該当する者(その他要件あり) ・自らが居住する住宅に雨水貯留施設を設置しようとするもの ・上記住宅の所在地に住民登録をしている者 ・住宅を申請者が所有していない場合は、所有者から設置の承諾を受けていること																												
開始年度	平成 30 年度		経費	【補助対象経費】 ・小規模雨水貯留施設の購入・設置費用 ・浄化槽転用型雨水貯留施設の設置費用 (槽内清掃費を除く) 【補助率】 ・小規模雨水貯留施設の購入・設置費用の2分の1(限度額3万円) ・浄化槽転用型雨水貯留施設の設置費用 (槽内清掃費を除く)の2分の1(限度額10万円) 【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし 【近隣自治体の補助率】 佐倉市:(1)「貯留量(リットル)×100(円/リットル)」 (2)「設置費(工事費と製品購入費)の2分の1」 補助金額は、(1)と(2)の低い方の金額。補助金の限度額は5万円(浄化槽を転用する場合は10万円)																											
根拠法令等	(市) 成田市雨水貯留施設設置費補助金交付規則 (国) 雨水の利用の推進に関する法律	補助率	成果指標: 交付件数 (単位: 件)																												
留意事項		成果指標	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	16	令和2年度	29	令和元年度	19																				
年度	数値																														
令和3年度	16																														
令和2年度	29																														
令和元年度	19																														
決算内訳	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">令和 3 年度決算額等 (単位: 千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>715</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち市補助金</td> <td>330</td> <td>16</td> <td>46.2%</td> </tr> <tr> <td>うち国補助</td> <td>0</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>うち県補助</td> <td>0</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>385</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">53.8%</td> </tr> </tbody> </table>	令和 3 年度決算額等 (単位: 千円)					金額	件数	割合	全体事業費	715	/	/	うち市補助金	330	16	46.2%	うち国補助	0	/	0.0%	うち県補助	0	/	0.0%	自己負担	385	/	53.8%	成果指標	
令和 3 年度決算額等 (単位: 千円)																															
	金額	件数	割合																												
全体事業費	715	/	/																												
うち市補助金	330	16	46.2%																												
うち国補助	0	/	0.0%																												
うち県補助	0	/	0.0%																												
自己負担	385	/	53.8%																												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「快適でうるおいのあるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	水環境の保全や雨水流出の抑制は、地球環境の保全や水害の抑制となることから、社会情勢に合致している。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 R3:16件 R2:29件 R1:19件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	印旛沼の水質汚濁や温暖化に伴う集中豪雨への対策となり、継続して事業を実施することにより、徐々に成果が得られると考えている。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
評価者所見	本事業は、印旛沼の水質汚濁対策といった水環境の保全や温暖化に伴う集中豪雨増加への対策といった水害の抑制につながるものである。また、地下水の増加による湧水の保全など、生物多様性の保全に関しても有効である。このように多くの効果が得られることから、今後も事業を継続して実施する。		